

令和8年第3回宝塚市議会定例会提出議案に係る参考

報告第 5 号	専決処分した事件の承認を求めることについて（損害賠償の額の決定について）
議案第 70 号	宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 71 号	宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 72 号	宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 73 号	宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 74 号	宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 75 号	宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 76 号	令和7年度宝塚市水道事業会計決算認定について
議案第 77 号	令和7年度宝塚市下水道事業会計決算認定について
議案第 78 号	令和7年度宝塚市病院事業会計決算認定について
議案第 79 号	工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その1））の変更契約の締結について
議案第 80 号	工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について
議案第 81 号	財産（救急自動車）の取得について
議案第 82 号	公の施設（宝塚市立男女共同参画センター）の指定管理者の指定について
議案第 83 号	公の施設（宝塚市立武田尾駅前駐車場及び宝塚市立宝塚駅前駐車場並びに宝塚市立自転車等駐車場）の指定管理者の指定について
議案第 84 号	公の施設（宝塚市立長谷牡丹園）の指定管理者の指定について
議案第 85 号	市道路線の認定及び認定変更について
議案第 86 号	市道路線の認定について
議案第 87 号	市道路線の認定について
議案第 88 号	市道路線の認定について
議案第 89 号	市道路線の認定変更について
議案第 90 号	宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

報告第 5 号

専決処分した事件の承認を求めることについて

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1)	治療費	609,878円
(2)	通院交通費	1,830円
(3)	通院慰謝料	279,100円
(4)	後遺障害慰謝料	900,000円
(5)	過失による市の負担割合	50%
(6)	市の相手方に対する損害賠償金額	895,404円

議案第 7 0 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表
(現行)

別表第8(第27条関係)

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>7,820円</u>
運動指導員	<u>7,920円</u>
保育補助員及び介助員	<u>8,150円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>8,150円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>7,820円</u>
調理補助員	<u>7,820円</u>
調理員	<u>7,920円</u>
重作業員	<u>8,150円</u>
~~~~~	~~~~~

備考

1～3 (略)

(改正案)

別表第8(第27条関係)

日額報酬表

職種区分	報酬日額
事務員及び司書補助	<u>8,210円</u>
運動指導員	<u>8,320円</u>
保育補助員及び介助員	<u>8,560円</u>
~~~~~	~~~~~
栄養士	<u>8,560円</u>
~~~~~	~~~~~
軽作業員	<u>8,210円</u>
調理補助員	<u>8,210円</u>
調理員	<u>8,320円</u>
重作業員	<u>8,560円</u>
~~~~~	~~~~~

備考

1～3 (略)

議案第71号

宝塚市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市認可地縁団体印鑑条例(平成12年条例第2号)新旧対照表

現行	改正案
(登録の資格) 第2条 認可地縁団体の次に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、1個に限り当該認可地縁団体の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第19条第1項第1号への職務代行者 (3)～(5) (略)	(登録の資格) 第2条 認可地縁団体の次に掲げる者(以下「代表者等」という。)は、1個に限り当該認可地縁団体の代表者等に係る印鑑(以下「認可地縁団体印鑑」という。)の登録を受けることができる。 (1) (略) (2) 地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第18条の3第1項第6号の職務代行者 (3)～(5) (略)

議案第 7 2 号

宝塚市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<u>(組織)</u> 第4条 (略)	<u>(組織)</u> 第4条 (略) <u>第4条の2 法第14条の規定に基づき、次の表のとおり管理者の附属機関を置く。</u> 【別記 参照】 <u>2 前項に定めるもののほか、管理者の附属機関の運営に関し必要な事項は、別に管理者が定める。</u>

【別記】
(改正案)

附属機関	担任意務	委員総数	構成
宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務事業者選定委員会	新病院整備に係る基本設計及び実施設計業務を行う事業者の選定に関する事務	6人以内	知識経験者又は担任意務の遂行に適任と認められる者 3人以内 市立病院の職員 3人

宝塚市病院事業の設置等に関する条例(昭和58年条例第2号)新旧対照表(第2条による改正関係)

※この新旧対照表は、宝塚市病院事業の設置等に関する条例に、第1条による改正が溶け込んだものを現行として作成しています。

現行	改正案
<u>(組織)</u> 第4条 (略) <u>第4条の2 法第14条の規定に基づき、次の表のとおり管理者の附属機関を置く。</u> 【別記 参照】 <u>2 前項に定めるもののほか、管理者の附属機関の運営に関し必要な事項は、別に管理者が定める。</u>	<u>(組織)</u> 第4条 (略)

【別記】

(現行)

附属機関	担任意務	委員総数	構成
宝塚市新病院整備基本設計・実施設計業務事業者選定委員会	新病院整備に係る基本設計及び実施設計業務を行う事業者の選定に関する事務	6人以内	知識経験者又は担任意務の遂行に適任と認められる者 3人以内 市立病院の職員 3人

議案第 7 3 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
安倉北第2公園	宝塚市安倉北5丁目3037番

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
安倉北第2公園	宝塚市安倉北5丁目3037番
口谷西第5公園	宝塚市口谷西3丁目14番47

議案第74号

宝塚市都市景観条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市都市景観条例(平成24年条例第21号)新旧対照表

現行	改正案
(都市景観デザイン審査) 第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、<u>景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</u> (1)～(8) (略) 2 特定地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、特定地区ごとの景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、前項の規定により届出義務を負う行為、規則で定める軽易な行為並びに<u>景観法第16条第7項第1号から第10号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</u> (1)～(6) (略) 3～8 (略) (景観計画区域内における行為の届出) 第18条 (略) 2 (略) 3 <u>景観法第16条第7項第11号</u>に規定する条例で定める行為は、前条第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに同条第2項第1号から第5号までに掲げる行為以外の行為とする。 (<u>景観整備機構</u>の指定等) 第44条 市長は、<u>景観法第92条第1項に規定する景観整備機構</u>の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。 2 前項の規定は、<u>景観法第95条第3項の規定による景観整備機構</u>の指定の取消しについて準用する。	(都市景観デザイン審査) 第17条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、<u>景観法第16条第8項第1号から第11号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</u> (1)～(8) (略) 2 特定地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出て、特定地区ごとの景観形成方針に基づき協議しなければならない。ただし、前項の規定により届出義務を負う行為、規則で定める軽易な行為並びに<u>景観法第16条第8項第1号から第11号まで及び景観法施行令第10条第1号から第3号までに掲げる行為については、この限りでない。</u> (1)～(6) (略) 3～8 (略) (景観計画区域内における行為の届出) 第18条 (略) 2 (略) 3 <u>景観法第16条第8項第12号</u>に規定する条例で定める行為は、前条第1項第1号から第4号まで及び第7号並びに同条第2項第1号から第5号までに掲げる行為以外の行為とする。 (<u>景観整備推進法人</u>の指定等) 第44条 市長は、<u>景観法第92条第1項に規定する景観整備推進法人</u>の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。 2 前項の規定は、<u>景観法第95条第3項の規定による景観整備推進法人</u>の指定の取消しについて準用する。

議案第 7 5 号

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表

現行	改正案
(市長による一般廃棄物及び産業廃棄物の処理) 第10条 (略) 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、<u>法第6条の2第2項及び第3項</u>の規定に基づく基準に従って行うものとする。 3・4 (略) (多量の一般廃棄物) 第14条 <u>法第6条の2第5項</u>の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略)	(市長による一般廃棄物及び産業廃棄物の処理) 第10条 (略) 2 前項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分(一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託して行う場合にあっては、当該収集、運搬及び処分の委託)は、<u>法第6条の2第2項及び第4項</u>の規定に基づく基準に従って行うものとする。 3・4 (略) (多量の一般廃棄物) 第14条 <u>法第6条の2第7項</u>の規定により市長が指示することができる事業活動に伴う多量の一般廃棄物の範囲は、次のとおりとする。 (1)～(3) (略) 2 (略)

議案第76号から第78号まで

令和7年度宝塚市水道事業会計決算認定、令和7年度宝塚市下水道事業会計決算認定
及び令和7年度宝塚市病院事業会計決算認定について
地方公営企業法(抜粋)

(決算)

第30条 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類と併せて、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

3 監査委員は、前項の審査をするに当たっては、地方公営企業の運営が第3条の規定の趣旨に従ってされているかどうかについて、特に、意を用いなければならない。

4 地方公共団体の長は、第2項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定(地方自治法第102条の2第1項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後3月を経過した後の最初の定例会(同条第6項に規定する定例会をいう。)に開かれる会議において議会の認定)に付さなければならない。

5 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類を併せて提出しなければならない。

7・8 (略)

9 第1項の決算について作成すべき書類は、当該年度の予算の区分に従って作成した決算報告書並びに損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表とし、その様式は、総務省令で定める。

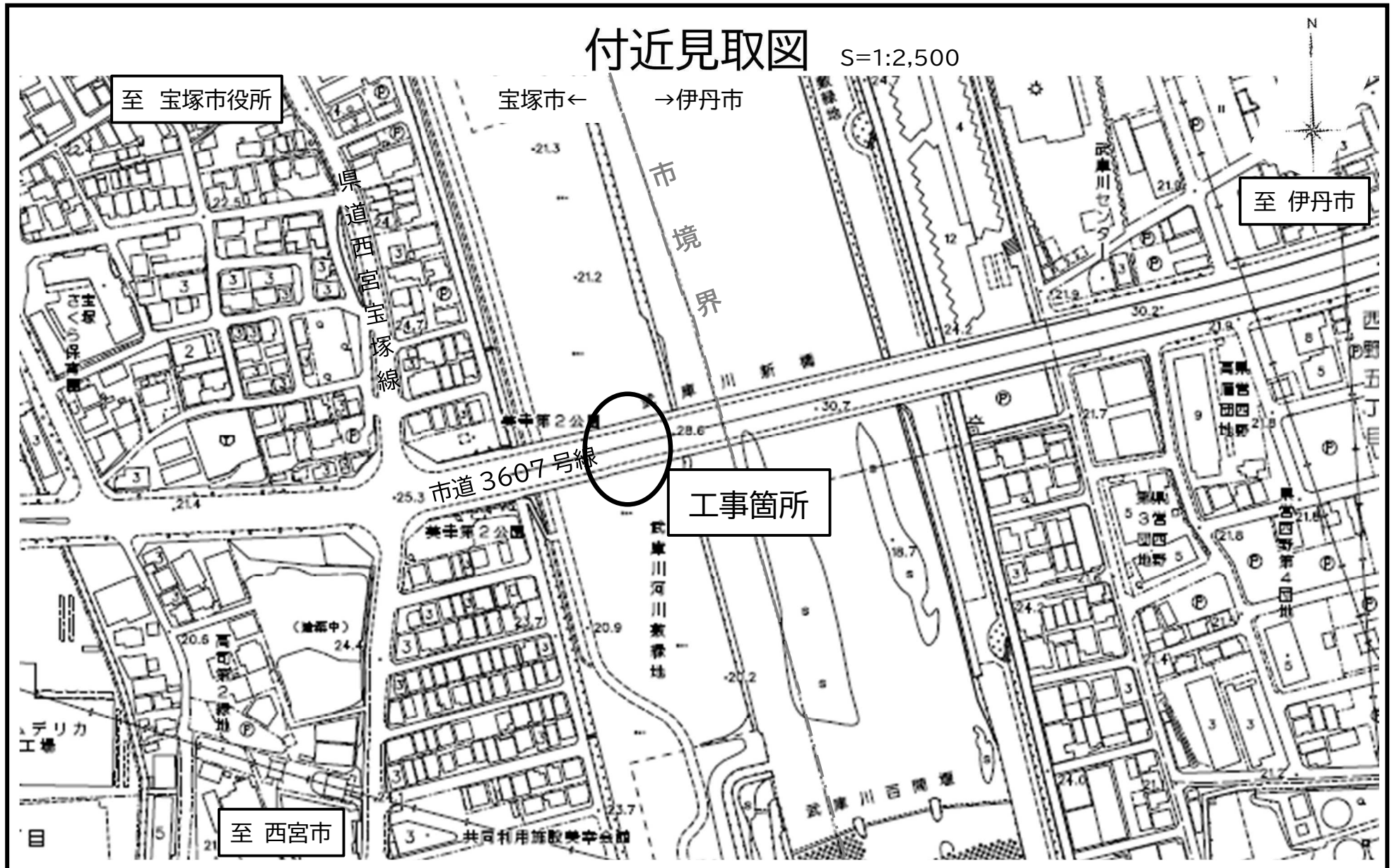
議案第79号

工事請負契約（武庫川新橋耐震補強工事（その1））の変更契約の締結について

- 1 工事期間 着工 令和7年(2025年)8月7日
完工予定 令和9年(2027年)3月31日
- 2 変更内容 本件工事の施工に当たり、現地の地質条件等が当初の想定と相違したことから、以下のとおり、工事費を変更するもの。
 - (1) 道路土工のうち、掘削方法の変更に伴い、床掘や埋戻しに係る土量及び積算方法に変更が生じたことによる工事費の増。
 - (2) 仮設工のうち、オープンカット工法では掘削面が崩壊し安全に作業を進めることが困難であるため、鋼矢板による土留め工事に変更したことによる工事費の増。
 - (3) 掘削方法の検討に伴う工事の一時中止により、中止期間中の現場維持等に要する費用が発生したことによる工事費の増。
- 3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥23,333,400.-
- 4 その他 付近見取図、平面図及び側面図（別紙添付）

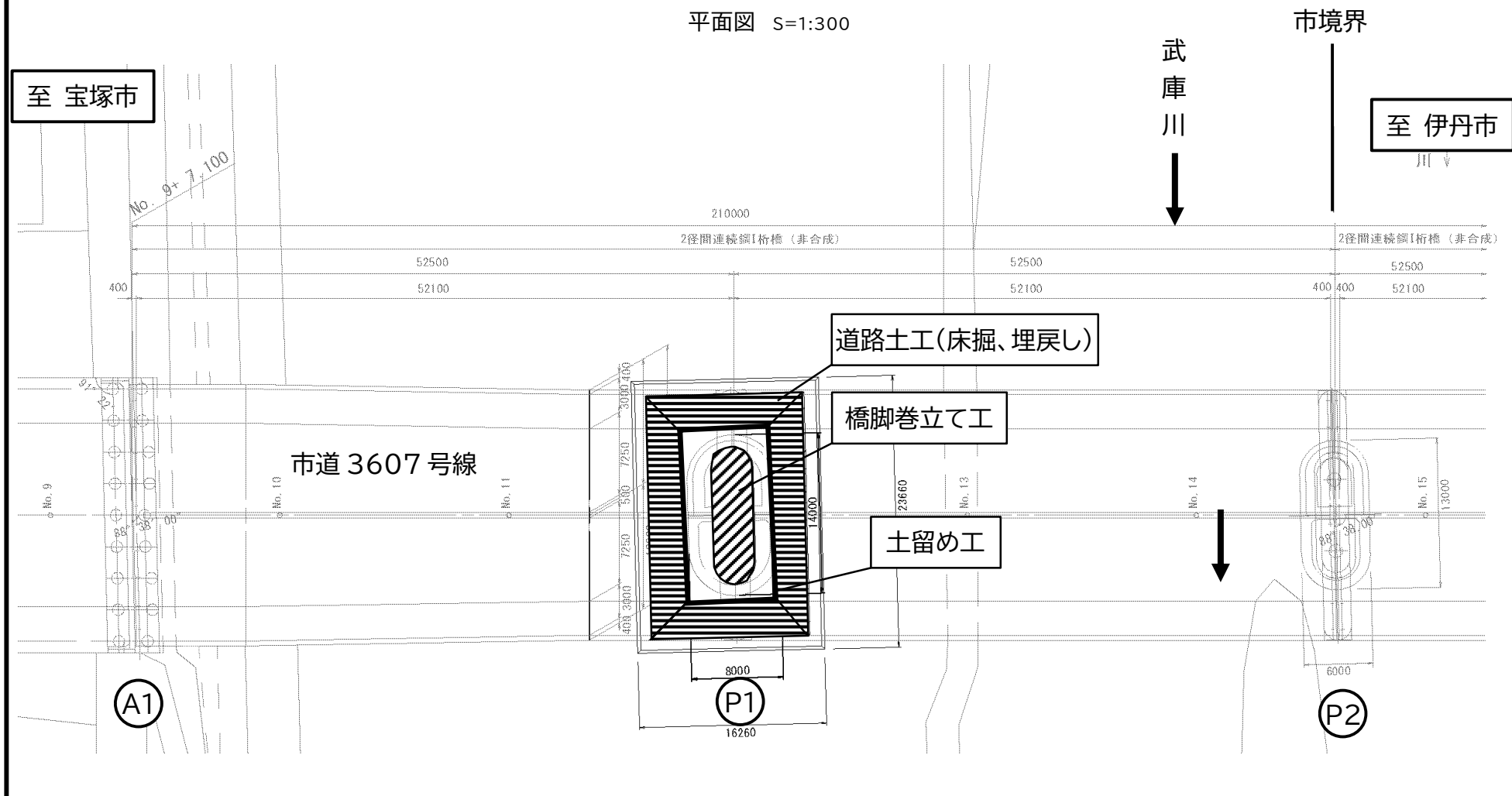
付近見取図

S=1:2,500



平面図

平面図 S=1:300



側面図

側面図 S=1:300

至 宝塚市

市境界

至 伊丹市

No. 9+7.100

210000

2径間連続鋼桁橋 (非合成)

52500

52500

52500

400

52100

52100

400

400

52100

(A1)

(P1)

(P2)

7000

4500

▽20.178

掘所打ち杭
φ1000 L=7.50m

橋脚巻立て工

計画水位高 TP=23.591

▽TP=20.836

▽26.500

11100

14000

道路土工(床掘、埋戻し)

土留め工

5,390

11000

8100

6100

側面図 S-1:300

市境界

至 伊丹市

No. 9+7.100

210000
2徑間連續鋼桁橋（非合成）

2徑間連續鋼1析橋（非合成）

Figure 1 is a schematic representation of the experimental design. It shows a horizontal timeline of 400 seconds. The timeline is divided into three main sections: a 52500 ms section, a 52100 ms section, and a 52500 ms section. The 52500 ms sections are further divided into 52100 ms and 400 ms sub-sections. The 400 ms sub-sections are labeled '400' and '400'.

A1

P1

Ⓟ

橋脚巻立て工

計畫水位高 TP=23.591 ▽

▽26.500

▽20.178
場所打ち杭
φ1000 L=7.50m

道路土工(床掘、埋戻し)

工め留土

 $\nabla TP=20.836$

1100

400

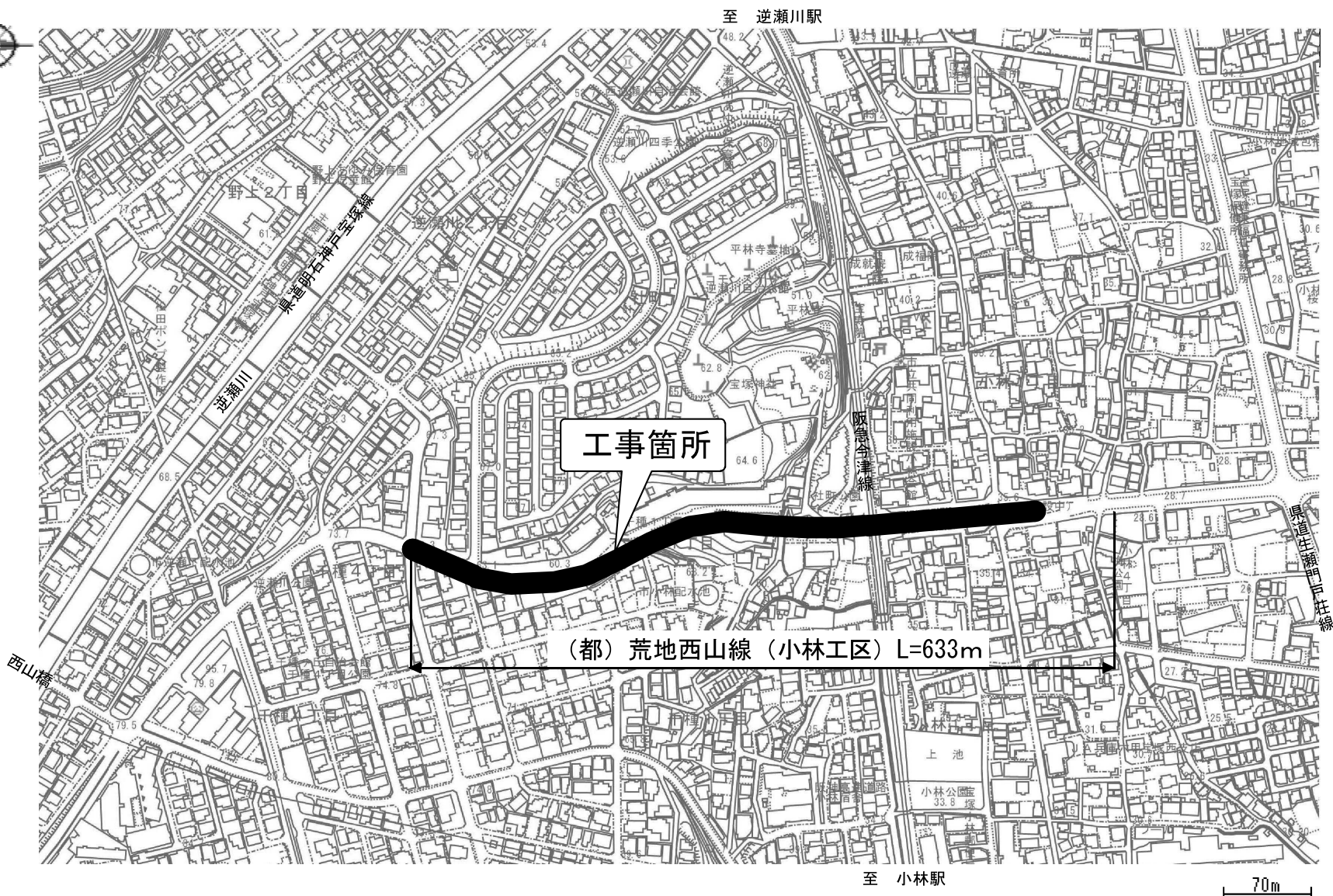
8100

6100

議案第80号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 期 間 | 着 工 令和 6年(2024年)12月20日
完工予定 令和11年(2029年) 3月31日 |
| 2 | 変 更 内 容 | (1) 雨水排水計画の一部見直しに伴う排水管の分岐及び埋設を追加する。
(2) 阪急軌道による高さ制限に伴い、側道部に高さ制限予告板及び防護柵の設置を追加する。
(3) 迂回に伴う安全確保のため、迂回路の整備及び仮囲い並びに交通誘導員の増員を行う。
(4) 雨水管の断面確保のため、削孔機による固化物除去を追加する。
(5) 通行量の増加に伴い、南北側道の舗装厚を4cmに変更する。
(6) 地下水の湧出による現地調査及び対策工法の検討に時間を要しているため、工期を「令和11年3月31日迄」に延伸する。
(7) 前各号に掲げるもののほか、施工業者との協議により、現場状況を踏まえた工事内容に変更する。 |
| 3 | そ の 他 | 付近見取図、計画平面図及び標準横断図(別紙添付) |



付近見取図 $S = 1 : 5,000$

計画平面図 1 S=1/700

←逆瀬台・六甲山

市道1380号線

市道1380号線

A-1
⑦0.727

71.01

(70.85)

KBM. 2

100.000

H30-8

B14-7

KE-2

H30-7

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

1.8

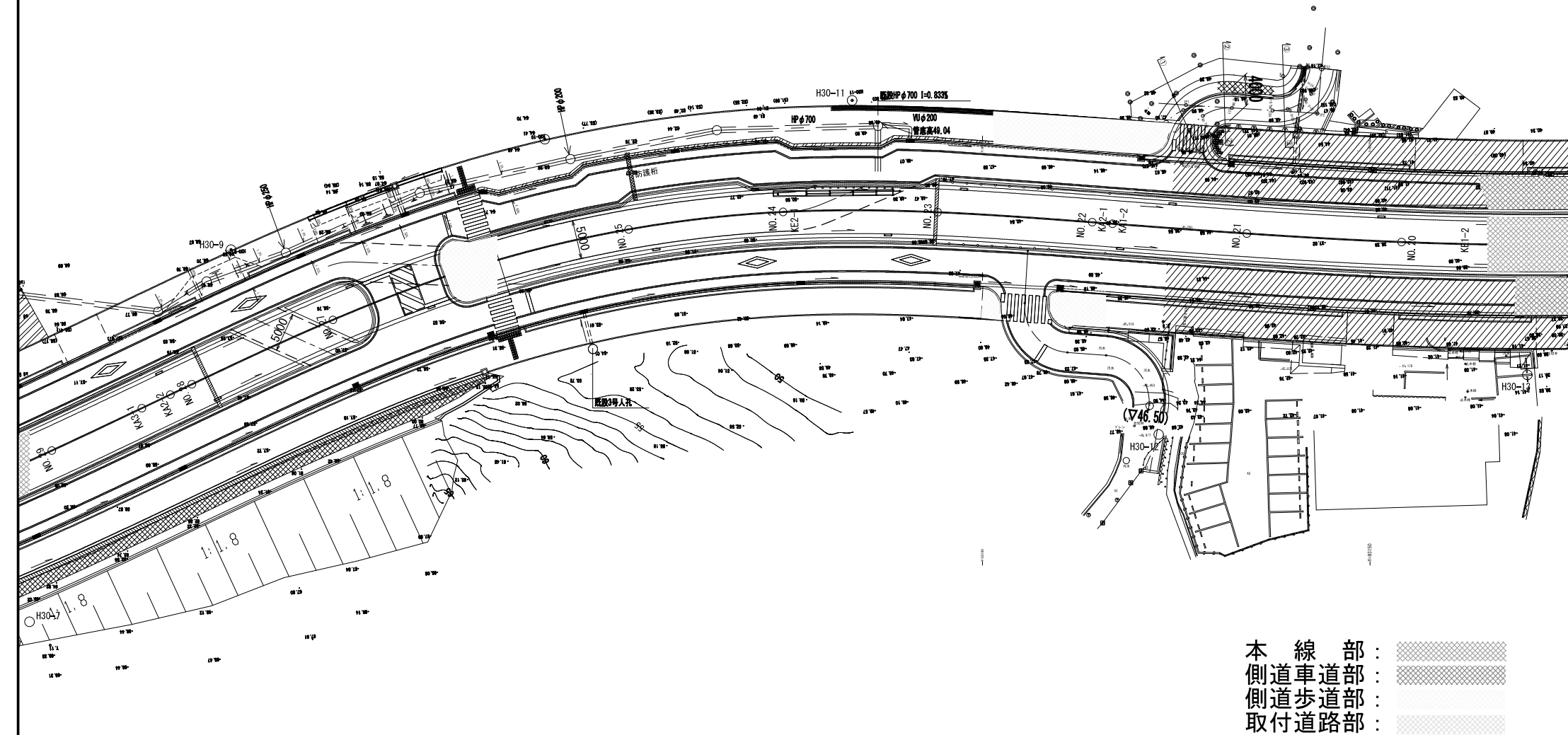
本線部：
側道車道部：
側道歩道部：
取付道路部：

○ H30-16

○ H30-4

○ H30-3

計画平面図 2 S=1/700



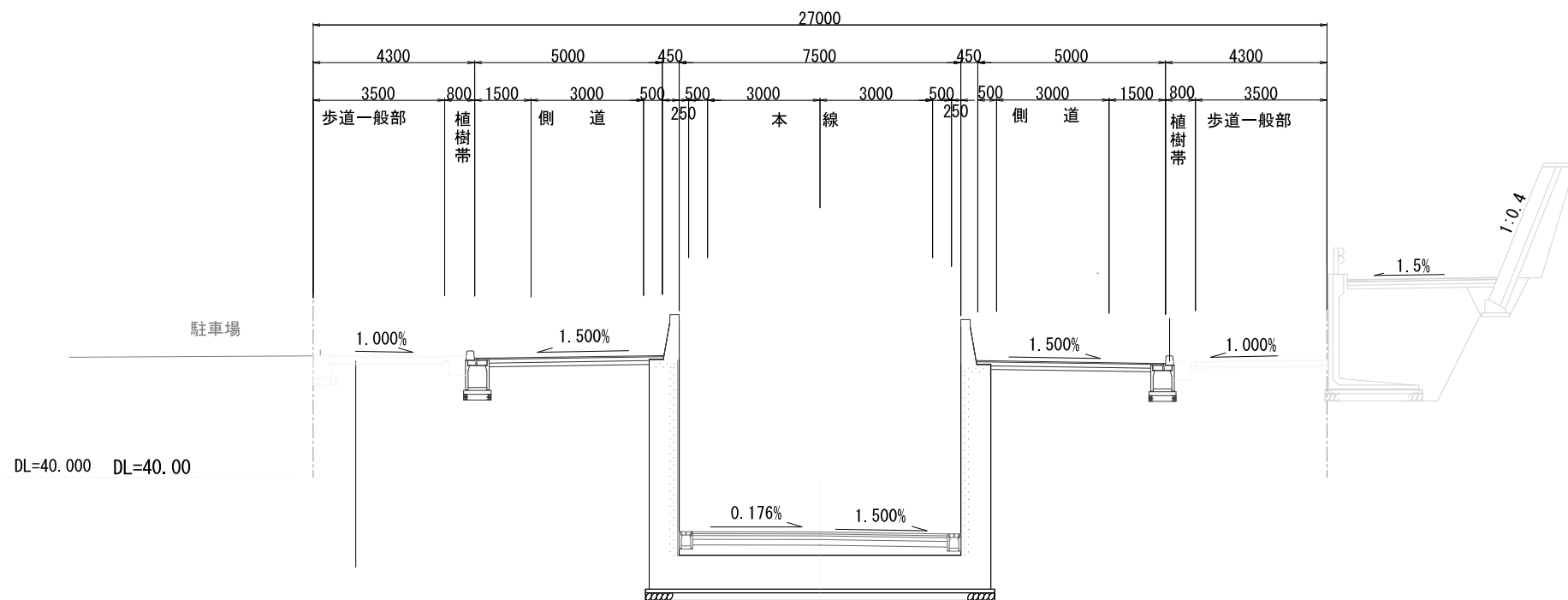
計画平面図 3 S=1/700

→ 宝塚市役所・国道176号

本線部 : 
 側道車道部 : 
 側道歩道部 : 
 取付道路部 : 

標準横断面図

No. 21+00付近



議案第 8 1 号

財産（救急自動車）の取得について

1 契約の方法 一般競争入札

2 一般競争入札参加業者名及び開札結果

入 札 参 加 業 者 名	入 札 価 格（円）	
兵庫トヨタ自動車(株)	33,700,000	落札
兵庫日産自動車(株)	33,850,000	

（入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。）

3 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ￥3,370,000.-

議案第 8 2 号から第 8 4 号まで

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 (略)

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 (略)

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第 85 号から第 89 号まで

市道路線の認定及び認定変更について
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものを用いる。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

(路線の廃止又は変更)

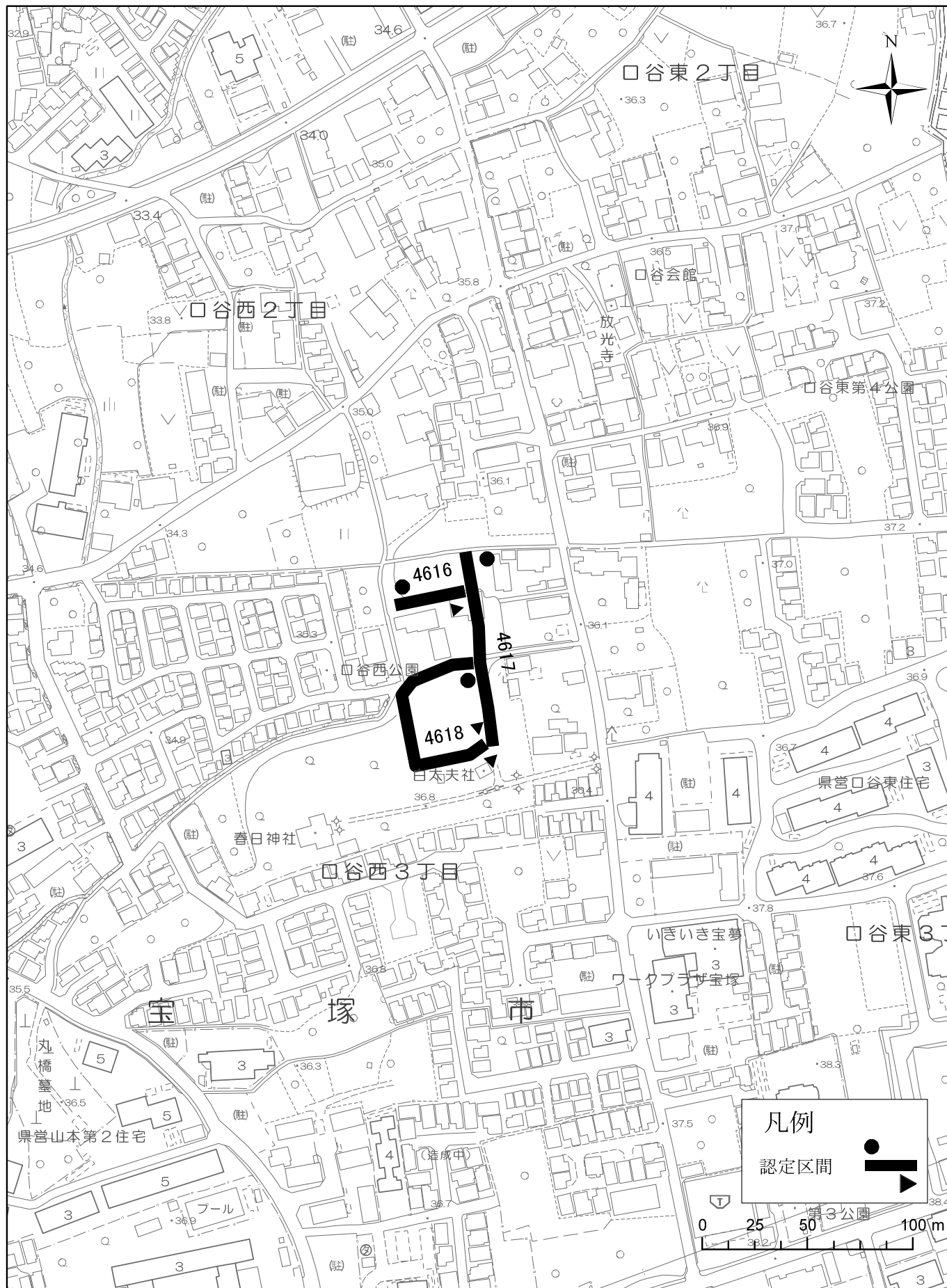
第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

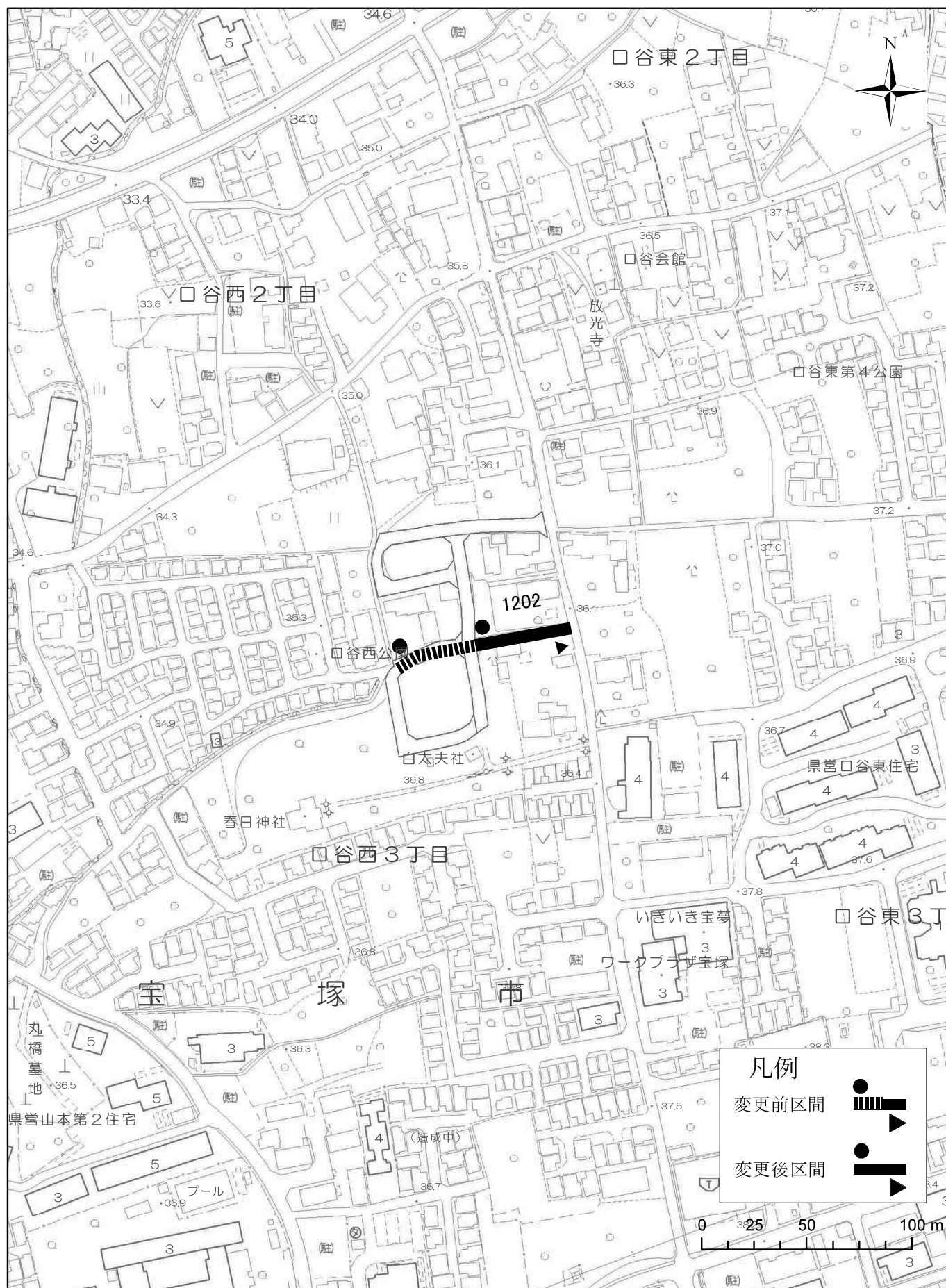
議案第85号

市道路線の認定及び認定変更について
認定路線図

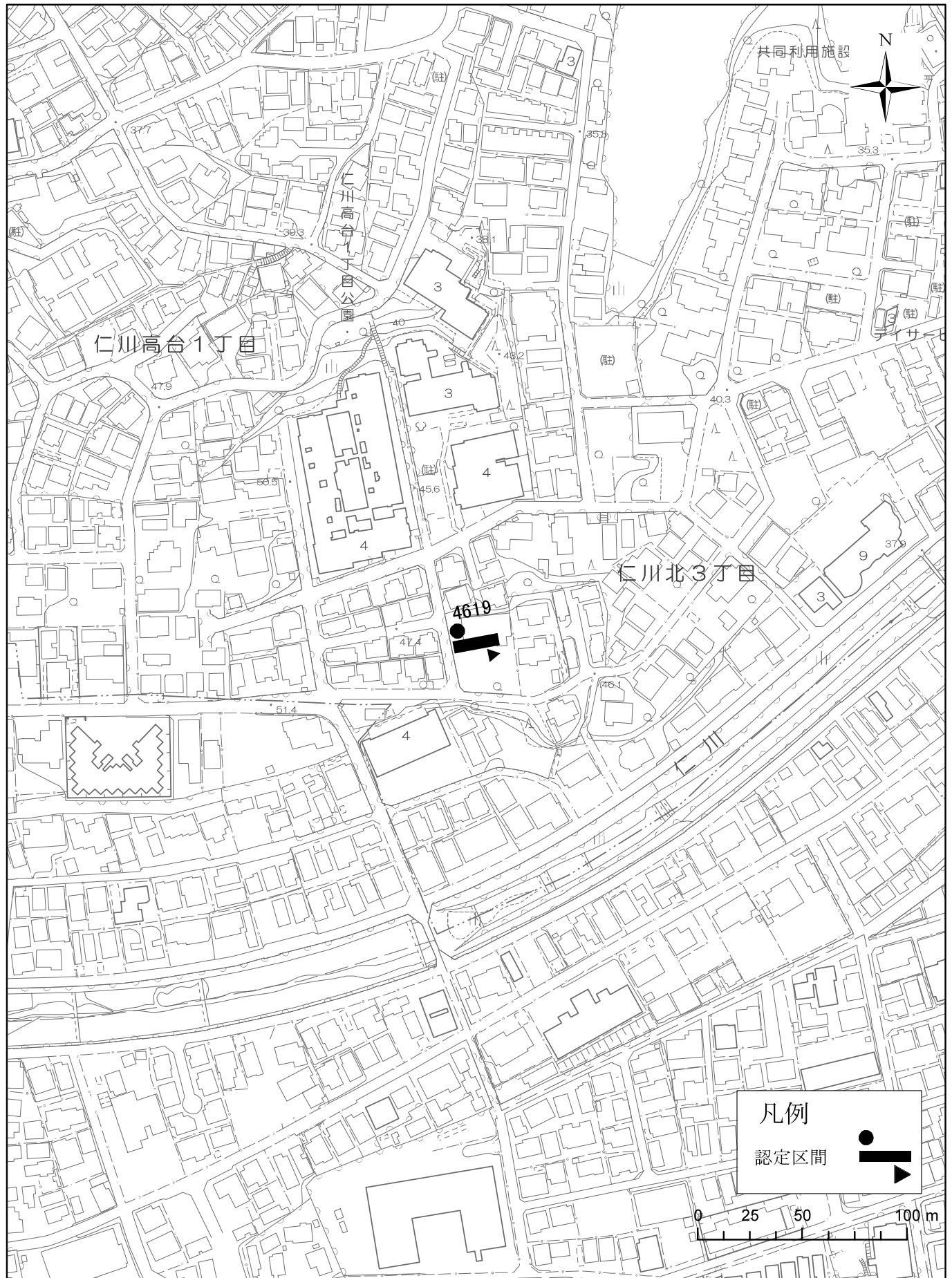


議案第85号

市道路線の認定及び認定変更について
認定路線図



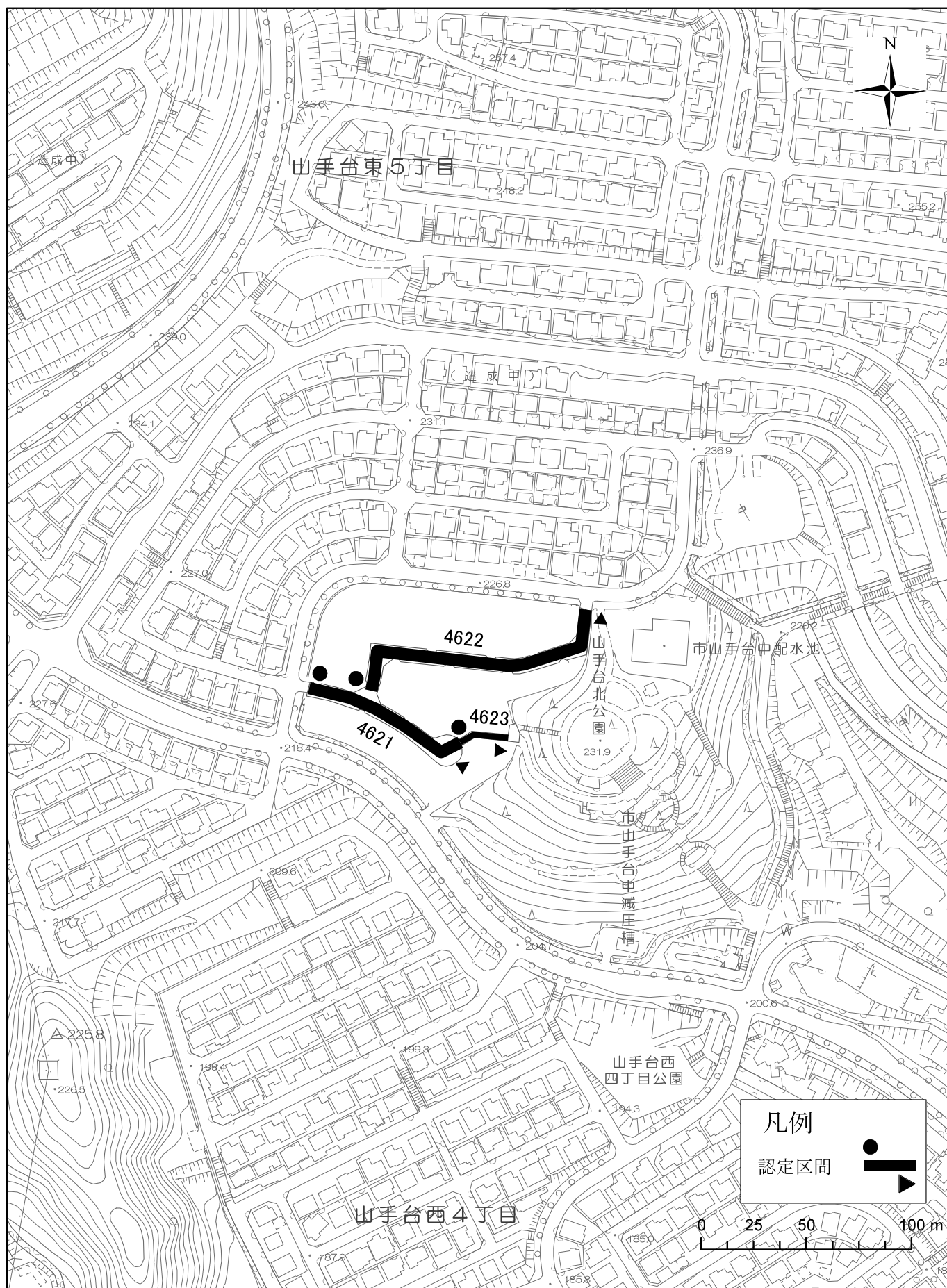
議案第86号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第87号
市道路線の認定について
認定路線図



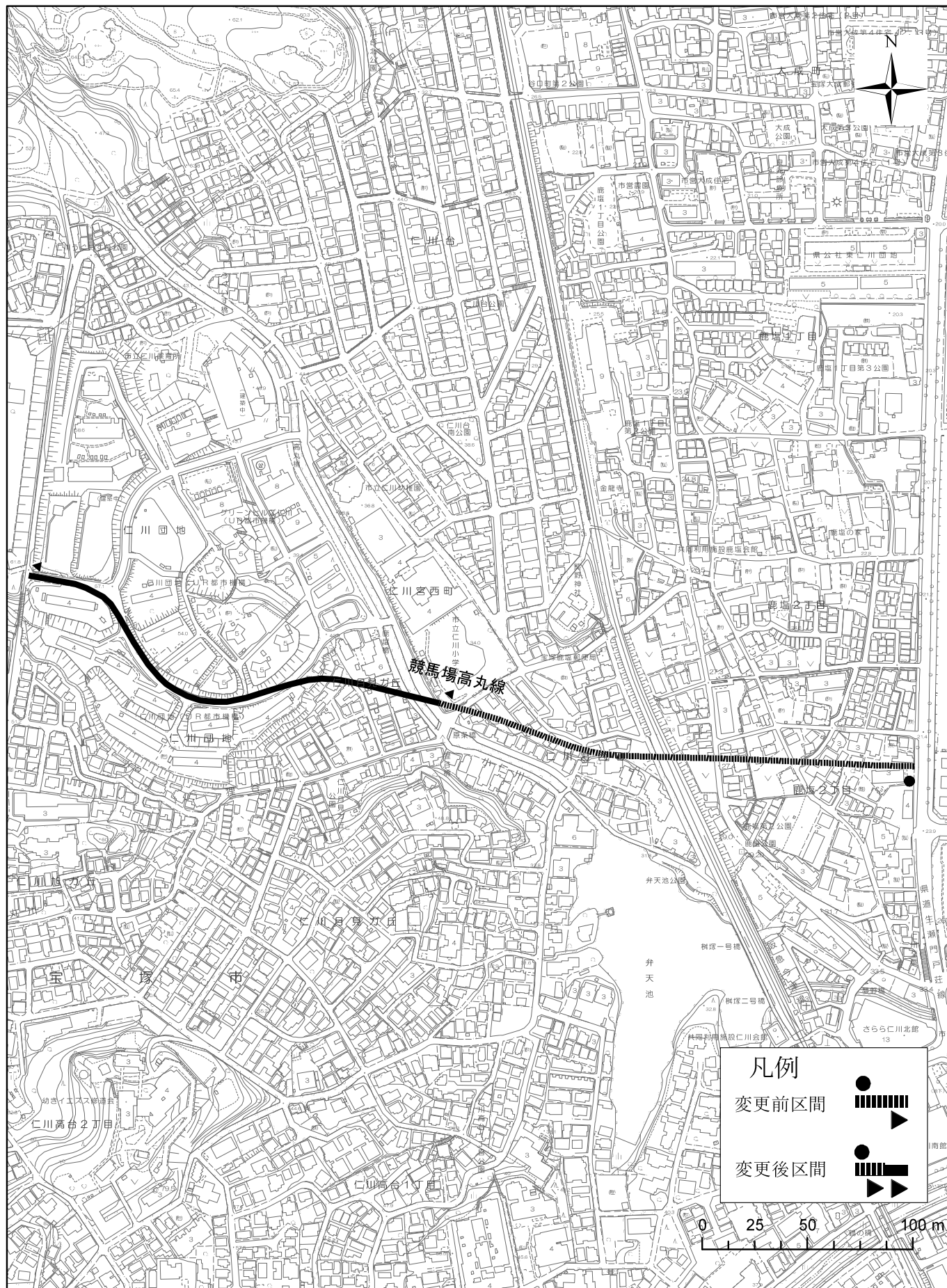
議案第88号
市道路線の認定について
認定路線図



議案第89号

市道路線の認定変更について

認定路線図



議案第90号

宝塚市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
宝塚市教育委員会委員に任命しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	石 井 克 馬	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	平成13年 4月	株式会社日本エル・シー・エー勤務
	平成16年 9月	株式会社イングロス(現株式会社リーディング・ソリューション)勤務
	平成23年 5月	WEBデザイン事務所(個人事業)開業
	平成23年 8月	進学塾ステージ宝塚中山校教室長
	平成23年10月	進学塾ステージ塾長
	平成30年 4月	一般社団法人楽笑代表理事 現在に至る。
	平成30年 5月	美座小学校PTA会長
	令和 3年 4月	宝塚市子ども審議会委員
	令和 3年12月	楽笑フリースクール運営開始 現在に至る。
	令和 4年10月	宝塚市教育委員会委員 現在に至る。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(任命)

第4条 (略)

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3～5 (略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 (略)

※個人情報等の保護のため一部マスキングしています。